

| 市町村 | 事業名 | 事業概要 | 補助率 | 補助限度額 | 対象用途 | 対象者 | 担当課 | 連絡先 | リンク | 備考 |
|-------|-----------------------|---|------|---|---|--|-------|--------------|---|-------------------|
| 勝浦町 | 勝浦町住宅リフォーム補助金 | 住宅のリフォーム工事にかかる費用の一部を補助する。空き家の場合は、リフォーム後に入居すること。併用住宅の場合は住居部分のみ対象 | 2/3 | 30万円 | ・専用住宅 ・住居部分が1/2以上を占める併用住宅 ・空き家住宅 | ・町民 ・移住者 | 建設課 | 0885-42-1506 | | |
| | 勝浦町木造住宅耐震改修補助金 | 耐震診断の結果評点が1.0未満と診断された平成12年5月31日以前に着工された木造住宅を、耐震改修後の評点を1.0以上にする等一定の条件を満たす耐震改修工事費用の一部を補助する。空き家の場合は、改修後に入居すること | 4/5 | 160万円 | ・平成12年5月31日以前に着工された木造住宅で、耐震診断の結果、上部構造評点が1.0以下のもの | ・町民 ・移住者 | 建設課 | 0885-42-1506 | | |
| | 勝浦町木造住宅耐震改修補助金(スマート化) | 上記の耐震改修と併せて行うICT(情報通信技術)やAI(人工知能)を活用した設備を設置するスマート化工事と併せて行う省エネルギー化やバリアフリー化に資する工事の費用の一部を補助する(町内業者加工算あり) | 2/3 | 30万円 | ・平成12年5月31日以前に着工された木造住宅で、耐震診断の結果、上部構造評点が1.0以下のもの | ・町民 ・移住者 | 建設課 | 0885-42-1506 | | 町内業者が施工の場合、20万円加算 |
| 上勝町 | | | | | | | | | | |
| 佐那河内村 | 集落再生空き家統括活用促進事業 | 村内の有志が組織する移住支援に関する地域活動団体等が、空き家物件を活用した地域活性化を支援する場合に、その地域活動団体に対し補助金を交付する。 | 9/10 | 300万円 | ・移住者向け住宅など | ・支援センターと地域住民が共に設置した地域協議会 ・2つ以上の常会が組織する地域協議会など | 企画政策課 | 088-679-2973 | | |
| 石井町 | 石井町空き家リフォーム助成事業補助金 | 石井町内にある空き家の有効活用を図り、安心して暮らす社会環境をつくり出すため、本町に自ら定住する目的で空き家を購入又は借用了した者等が行う、当該空き家のリフォームに要する経費に対して補助金を交付する。 | 1/2 | 50万円 | 町内に存在する戸建ての住宅及び併用住宅であって、居住の用に供されなくなった日から6ヶ月以上経過した中古住宅 | ・移住者 ・市内在住者 | 建設課 | 088-674-1117 | 無し | |
| | 空き家判定土等活用事業 | 空き家判定業務及び空き家判定業務の検査に要する経費の補助をする。 | | 空き家判定業務費用 81,480円のうち73,480円 (国2分の1、町・県4分の1)を補助。申請者は自己負担額8,000円。 | 町内に存在する戸建ての住宅及び併用住宅で3階建てのもの | ・所有者 ・移住者 ・事業者 | 総務課 | 088-674-1111 | https://www.town.ishii.lg.jp/docs/2021042100020/ | |
| 神山村 | 神山村空き家改修事業補助金 | 空き家を改修して神山村に定住しようとする移住者、町民等に対し、空き家改修及び修繕に要する費用の一部を補助。 | 1/2 | 100万 | 移住交流支援センターから紹介のあった建物、または空き家証明書により空き家であることが証明されており賃貸借等の契約から1年経過していない物件 | ・移住者 | 産業観光課 | 088-676-1118 | | |
| 松茂町 | - | | | | | | | | | |
| 北島町 | - | | | | | | | | | |
| 藍住町 | - | | | | | | | | | |
| 板野町 | - | | | | | | | | | |
| 上板町 | 上板町空き家活用改修支援事業 | 空き家等を移住・定住者向け住宅として改修する費用の一部を補助する。 | 2/3 | 320万円 | ・移住・定住者向け住宅 | ・移住・定住者 | 企画防災課 | 088-694-6824 | | |